

## 「こども誰でも通園制度」導入へ

「こども誰でも通園制度」が4月から全国すべての自治体で本格導入される。保護者が就労していないなくても、生後6ヶ月から3歳未満の未就園児が保育所や認定こども園などを時間単位で利用することができる仕組みだ。

子ども一人当たり月10時間を上限に、1時間当たり300円程度で利用可能である。保護者の就労要件を問わず、誰もが利用できる新しい子育て支援策として注目されている。

こども家庭庁の推計によると、0～2歳児の約6割(約134万人)が未就園児に該当するとしており、多くの家庭が家庭内のみで育児を担っていることがうかがえる。日々の育児に不安や孤立感を抱えるケースも少なくなく、子育て家庭への支援強化を目的に、制度は創設された。

2024年度に全国118の自治体で試行的に始まり、25年度は259の自治体に拡大して実施が予定されている。県内では津、伊勢、松阪の3市で既に実施され、中でも松阪市は県内で最も早い24年7月から1事業所で開始し、年度内に68人が利用した。

利用者からは「同年代の子と関わる機会が増えてよかったです」「親の病院や美容院に行く時間がもらえてありがたい」などの声が寄せられている。松阪市は4月からの本格実施に向け、既存の施設に加えて新たに2事業所で事業を開始し、年度内の実利用者数約200人を目指すとしている。

未就学児の社会性向上や保護者のリフレッシュが期待される一方で、課題も残る。こども家庭庁が24年度に試行的事業を実施する自治体に行ったアンケート調査では、事業運営上の課題として「保育者の確保」をあげた自治体が81.6%に上った。子どもの安全や質の高い保育環境の維持のため、人材確保は不可欠であり、今後は保育者を支える仕組みづくりや人材育成の強化が重要となるだろう。

「こども誰でも通園制度」は社会全体で子育てを支える仕組みづくりのひとつである。地域の特性に応じた柔軟な運営と人材育成を進めながら、誰もが安心して子育てができる環境の実現を期待したい。

(地域共創事業部 受託・調査グループ 研究員 片田 朋世)

毎日新聞「三重～る経済」 2026年1月12日